

【事業者向け】北九州市医療的ケア児レスパイト事業 Q&A (その3)

問1 一年度の利用時間を通算して1時間未満の端数がある場合に切り捨てとなっていますが、助成金の請求は一月あたりの利用時間で行います。一月の利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、どのように請求したらいいですか。

答1 一月の利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数となった時間を翌月に繰越すことが可能です。繰越した時間については、翌月の利用時間と合算して請求してください。

ただし、年間の利用時間の上限は48時間なので、47時間を超えた端数（1時間未満の端数）は翌年度に繰越すことができません。

（※上限144時間の場合は、143時間を超えた端数（1時間未満の端数）は翌年度に繰越すことができません。）

【請求例】

利用月	前月繰越時間 ①	当月利用時間 ②	合計利用時間 (①+②)	当月請求時間	翌月繰越時間
4月	—	2時間45分	2時間45分	2時間	45分
5月	45分	3時間50分	4時間35分	4時間	35分
6月	35分	2時間	2時間 5分	2時間	35分
⋮					
2月	20分	1時間50分	2時間10分	2時間	10分
3月	10分	3時間	3時間10分	3時間	—

1時間未満の端数（10分）は、翌年度に繰越してできません。